

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 条 例

ページ

- 北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例【総務局人事部人事課】 3

### ◇ 告 示

- 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 6
- 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 10

### ◇ 公 告

- 特定調達契約の相手方の決定（3件）【総務局人事部給与課】 11

## 本号で公布された条例等のあらまし

### ◇北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

国及び他の地方公共団体の職員の勤務条件を考慮し、非常勤職員の育児休業の取得要件を変更するため、関係規定を改めることにしました。

主な改正内容は、次のとおりです。

- 1 非常勤職員が1歳から1歳6箇月に達するまでの子についてする育児休業について、当該非常勤職員の配偶者が当該1歳から1歳6箇月に達するまでの子について育児休業をする場合は、当該配偶者の育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日を当該非常勤職員の育児休業の期間の初日とすることにしました。
- 2 非常勤職員が1歳6箇月から2歳に達するまでの子についてする育児休業について、1と同様の規定を設けることにしました。

この条例は、令和4年10月1日から施行することにしました。

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

#### 北九州市条例第19号

北九州市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

北九州市職員の育児休業等に関する条例（平成4年北九州市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第2号中「この条」の次に「並びに次条第1号及び第2号」を加え、「場合において当該」を「場合において、当該」に改め、同条第3号ア及びイ以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次」を「非常勤職員が次」に改め、「該当するとき」の次に「（第3条第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合にあつてはウに掲げる場合に該当するとき、当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて同条第6号に掲げる事情に該当する場合にあつてはイ及びウに掲げる場合に該当するとき）」を加え、「次条」を「次条各号」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「する地方等育児休業」を「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方

等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日  
))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に  
該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業  
の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とす  
る育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤  
職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた  
日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日  
)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたこと  
がない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月  
到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該  
当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常  
勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に非常勤の職に  
引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き  
採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合  
であつて、次」を「非常勤職員が、次の各号」に改め、「とき」の次に「(次条  
第1号から第4号までに掲げる事情に該当する場合にあつては第3号に掲げる  
場合に該当するとき、当該子についてこの条に掲げる場合に該当して育児休業  
をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当する場合にあつては第  
2号及び第3号に掲げる場合に該当するとき)」を加え、同条第2号中「前条  
第3号イ(ア)又は(イ)」を「前条第3号ウ(ア)又は(イ)」に改め、同  
号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加  
える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職  
員の配偶者がこの条に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方  
等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ  
れた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう  
とする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の  
期間においてこの条に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場  
合

第2条の5を削る。

第3条第5号を削り、同条第6号中「第2条の3第3号イ（ア）又は（イ）」を「第2条の3第3号ウ（ア）又は（イ）」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に非常勤の職に引き続き」を「引き続いて任命権者を同じくする職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第6号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第23条を第25条とし、第22条の次に次の2条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠したこと又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 職員に対する育児休業に係る研修の実施

（2） 育児休業に関する相談体制の整備

（3） 前2号に掲げるもののほか、育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

北九州市告示第383号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者を指定したので、法第51条第1号及び児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（居宅介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアステーションことぶき 北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	株式会社Destiny 代表取締役 南 寿 北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	特定無し	4017801897
ヘルパーステーションゆうあい 北九州市小倉北区井堀四丁目8番17-802号	You & I Corporation株式会社 代表取締役 山田友行 北九州市八幡東区中央三丁目6番15-601号	特定無し	4017801905

(2) 指定障害福祉サービス事業者（重度訪問介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ケアステーションことぶき 北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	株式会社Destiny 代表取締役 南 寿 北九州市小倉北区古船場町7番8-209号	特定無し	4017801897

ヘルパーステーションゆうあい 北九州市小倉北区井堀四丁目8番17-802号	You & I Corporation株式会社 代表取締役 山田友行 北九州市八幡東区中央三丁目6番15-601号	特定無し	4017801905
--	---	------	------------

(3) 指定障害福祉サービス事業者（生活介護）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
フィールド徳力 北九州市小倉南区徳力新町一丁目4番2号	株式会社フィールド 代表取締役 中村純子 北九州市小倉南区長尾六丁目7番5号	特定無し	4017701527
はれのちはれ 北九州市小倉南区重住二丁目6番62号	株式会社たんぽぽ 代表取締役 矢野文香 北九州市小倉南区若園三丁目9番6-1号	特定無し	4017701766
らすかる 北九州市戸畑区境川二丁目14番31号サンドリームビル1階	株式会社ナースケアヴィレッジ 代表取締役 熊田知弘 北九州市戸畑区境川二丁目14番31号	特定無し	4016400634

(4) 指定障害福祉サービス事業者（就労継続支援B型）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
ファインズ ムービング 北九州市小倉北区白銀二丁目10番2-203号	株式会社ファインズコーポレーション 代表取締役 八坂圭子 北九州市小倉北区白銀二丁目10番2-203号	特定無し	4017801608

(5) 指定障害児通所支援事業者（児童発達支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
かぼすの丘 下曾根 北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号山十貿易テナントビル8・9号室	株式会社創翔アソシエイツ 代表取締役 若狭敏晴 東京都台東区上野五丁目4番4-604号アクロス秋葉原	重症心身障害児以外	4057700157
u n i c o 北九州 北九州市八幡西区黒崎三丁目8番22号黒崎駅前グリーンビル101	株式会社ウェルモ 代表取締役 鹿野佑介 福岡市中央区天神四丁目4番11号天神ショッピング福岡8階	重症心身障害児以外	4056700265
こども通所サービス はいびすかす 北九州市八幡西区千代ヶ崎一丁目4番21号	A m a z i n g H u g 株式会社 代表取締役 浦川千春 北九州市八幡西区医生ヶ丘10番36号	重症心身障害児以外	4056700273

(6) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
かぼすの丘 下曾根 北九州市小倉南区下曾根一丁目2番33号山十貿易テナントビル	株式会社創翔アソシエイツ 代表取締役 若狭敏晴 東京都台東区上野五丁目4番4-604号アクロス秋葉原	重症心身障害児以外	4057700157

ル 8・9 号室			
j a m 北九州市八幡西 区香月中央三丁 目 1 番 2 9 号	株式会社 N O . 9 代表取締役 吉川和哉 福岡県田川市大字奈良 1 5 5 3 番 5 8 号	重症心身障 害児以外	4056700257
u n i c o 北九 州 北九州市八幡西 区黒崎三丁目 8 番 2 2 号黒崎駅 前グリーンビル 1 0 1	株式会社 ウェルモ 代表取締役 鹿野佑介 福岡市中央区天神四丁目 4 番 1 1 号天神ショッパ ーズ福岡 8 階	重症心身障 害児以外	4056700265
o r i h i m e 北九州市八幡西 区相生町 6 番 6 号	プレスワンダー株式会社 代表取締役 大内智彦 北九州市八幡西区鷹見台 四丁目 2 番 3 号	重症心身障 害児以外	4056715255
放課後等デイサ ービス L I F A C T 沖台教室 北九州市戸畑区 沖台二丁目 9 番 2 3 号	株式会社 L I F A C T 代表取締役 山本裕紀 北九州市門司区大里本町 三丁目 8 番 2 0 - 8 1 1 号	重症心身障 害児以外	4056400122

2 指定年月日

令和 4 年 8 月 1 日

北九州市告示第384号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

指定障害福祉サービス事業者（共同生活援助）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業者又は施設の設置者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地	事業の主たる対象者	事業所番号
グループホーム まーく 北九州市八幡西 区瀬坂二丁目1 0番15号	合同会社とうえいん 代表 夏山 圭 福岡県直方市大字感田3 85番地18	特定無し	4026700189

2 廃止年月日

令和4年8月1日

北九州市公告第646号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量  
システム基盤追加整備等に伴う人事給与システム対応業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地  
北九州市総務局人事部給与課  
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日  
令和4年7月15日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
株式会社ニシコン  
北九州市小倉北区京町三丁目13番17号
- 5 契約金額  
1億3,285万8,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第647号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

令和4年度システム基盤追加整備等に伴う庶務事務システム対応業務一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市総務局人事部給与課  
北九州市小倉北区内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年7月20日

4 契約の相手方の名称及び住所

富士電機ITソリューション株式会社福岡支店  
福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額

5,685万2,400円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公告第648号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4年9月26日

北九州市長 北 橋 健 治

1 特定役務の名称及び数量

臨職嘱託サブシステム 短時間勤務職員の共済組合加入に伴うシステム改修業務 一式

2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地

北九州市総務局人事部給与課  
北九州市小倉北区内1番1号

3 契約の相手方を決定した日

令和4年8月29日

4 契約の相手方の名称及び住所

富士電機ITソリューション株式会社福岡支店  
福岡市博多区店屋町5番18号

5 契約金額

2,842万4,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

政令第11条第1項第2号に該当するため